

審議事項①

学長選考会議委員の選出について

審議事項① 学長選考会議委員の選出について(案)

1 経緯等

学長選考会議委員について、経営審議会から選出されていた1名について、2023年5月25日をもって任期満了となったことから、新たに1名の学長選考会議委員を選出するもの。

また今回任期満了となった者は、公立大学法人青森公立大学定款第11条第6項において、「定款第19条第2項第5号(法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者(法人役職員以外の有識者))に掲げる経営審議会委員」となる。

よって、経営審議会委員のうち、定款第19条第2項第5号に掲げる者2人から1名を選出する必要がある。

2 選出方法

前回(2021年6月)と同様に、「経営審議会の議長(理事長)の指名推薦」とする。

3 指名推薦者(議長案)

経営審議会委員 [再任]織田 知裕(おだ ともひろ)氏 (定款第19条第2項第5号に掲げる者=法人役職員以外の有識者)

<参考 学長選考会議委員名簿(新旧比較)>

2022(令和4)年度まで					2023(令和5)年度から				
職名	氏名	任期	選出区分	選出方法	職名	氏名	任期	選出区分	選出方法
議長	藤井 一弘	R3. 4. 21~R5. 3. 31 【任期満了】	教育研究審議会	互選	委員	藤井 一弘	R5. 4. 19~R6. 3. 31	教育研究審議会	互選
委員	佐藤 敬	R3. 6. 9~R7. 3. 31	経営審議会	互選	委員	佐藤 敬	R3. 6. 9~R7. 3. 31	経営審議会	互選
委員	伊藤 善行	R3. 6. 9~R5. 3. 31 【任期満了】	経営審議会	互選	委員	伊藤 善行	R5. 4. 19~事務局長の職にある期間	教育研究審議会	互選
委員	織田 知裕	R3. 6. 9~ <u>R5. 5. 25</u> 【任期満了】	経営審議会選出委員 (法人役職員以外の有識者)	議長指名	委員	<u>織田 知裕</u> (議長案:再任)	<u>R5. 5. 26~R7. 5. 25</u>	経営審議会 (法人役職員以外の有識者)	議長指名
委員	神山 博	R3. 4. 21~R5. 3. 31 【任期満了】	教育研究審議会	互選	委員	小山内 豊彦	R5. 4. 20~R7. 3. 31	経営審議会	互選
委員	香取 真理	R3. 4. 21~R5. 3. 31 【任期満了】	教育研究審議会	互選	委員	香取 真理	R5. 4. 19~R7. 3. 31	教育研究審議会	互選

※1 学長選考会議は、委員6人で組織し、選考会議の委員は、経営審議会及び教育研究審議会からそれぞれ3人選出する。(定款第11条第5項)

※2 委員には、定款第19条第2項第5号に掲げる経営審議会の委員が含まれるようにしなければならない。(定款第11条第6項)

※3 選考会議の委員の任期は、当該選考会議の委員が有する経営審議会委員又は教育研究審議会委員の職の任期とする。(学長選考会議規程第3条第1項)

公立大学法人青森公立大学定款【抜粋】

(学長の任命等)

- 第11条 大学の学長（以下「学長」という。）は、理事長と別に任命するものとする。
- 2 学長を選考するため、法人に学長選考会議（以下「選考会議」という。）を置く。
 - 3 学長は、選考会議の選考に基づき、理事長が任命する。
 - 4 前項の規定により任命された学長は、副理事長となるものとする。
 - 5 選考会議は、委員6人で組織し、選考会議の委員（以下この条において「委員」という。）は、次の各号に掲げる者各3人により構成する。
 - (1) 第19条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する経営審議会において選出された者
 - (2) 第22条第2項第2号から第5号までに掲げる者の中から同条第1項に規定する教育研究審議会において選出された者
 - 6 委員には、第19条第2項第5号に掲げる経営審議会の委員が含まれるようにしなければならない。
 - 7 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 8 議長は、選考会議を主宰する。
 - 9 第5項から前項までの規定に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他選考会議に関し必要な事項は、議長が選考会議に諮って定める。

第3章 審議機関

第1節 経営審議会

(設置及び構成)

- 第19条 法人に、法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営審議会を置く。
- 2 経営審議会は、次に掲げる者（以下この節において「委員」という。）により構成する。
 - (1) 理事長
 - (2) 副理事長
 - (3) 理事
 - (4) 理事長が指名する職員
 - (5) 法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、理事長が任命する者
 - 3 前項第5号に掲げる委員の数は、2人とする。
 - 4 委員の任期は、2年とする。ただし、第2項第1号から第3号までに掲げる委員の任期は、当該職の任期とする。
 - 5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員は、再任されることができる。

公立大学法人青森公立大学学長選考会議規程【抜粋】

(委員の任期)

- 第3条 選考会議の委員の任期は、当該選考会議の委員が有する経営審議会委員又は教育研究審議会委員の職の任期とする。
- 2 前項の任期が満了したときは、当該任期が満了した選考会議の委員（以下「委員」という。）を選出した経営審議会又は教育研究審議会において、速やかに後任の委員を選出するものとする。
 - 3 委員は、再任されることができる。